

第 13 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 13 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成21年10月21日（水）15：00～17：00

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会
2. 郡司副大臣あいさつ
3. 新たな農政の方向
4. 政策課題の整理について
5. 意見交換
6. 戸別所得補償制度について
7. 意見交換
8. その他
9. 閉 会

午前10時00分 開会

○鈴木部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、食料・農業・農村政策市会の第13回企画部会を開催いたします。

皆様におかれましては、ご多忙な中にもかかわらずお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の委員の出席状況でございますが、玉沖委員、深川委員、茂木委員、吉川委員が所用により欠席されております。それから、森野委員は所用で少し遅れて出席されます。

出席委員は、森野委員と私を含めまして10名となります。

なお、本日の企画部会は公開されており、一般公募や報道関係の傍聴の方々、60名ほどお見えでございます。

本日の会議は、17時までを予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは最初に、本日は、郡司副大臣にご出席いただいておりますので、副大臣からご挨拶をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○郡司副大臣 こんにちは。ご紹介をいただきました農林水産副大臣を拝命いたしました郡司でございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろから農林水産政策の推進にご協力をいただいていることに改めて感謝を申し上げます。

昨今の農業を取り巻く情勢は、既に皆様方ご案内のとおりだと思っておりますけれども、世界的に見れば、食料の不足が現在も、将来にわたっても続くであろうと言われておりますし、大きく言えば、食の問題では、飢餓というものに対して、一部の国では飽食といった形に二分化をされているところも出てきているのではないかとも思っているところでもあります。

一方、国内の農業の方でございますけれども、これまたご案内のように、高齢化が進む、あるいは地域そのものの活性化が失われてきているという農村の現状もございますし、それを裏打ちするかのように農家そのものの所得が低減をするような、そういう構造にもこの国全体を含めてなっているのではないかと思っているところでもあります。

そうした中で、私たちの国におきまして、選挙による政権交代というものが本格的な形で起こったと思っております。このことは、国民の多くが政治の変化を望んでいる。それは、農林水産行政についても、あるいは農林水産省そのものに対しても向けられてきているのではないかと思っているところでありまして、私ども、選挙の中で公約とし

て掲げましたマニフェストの推進をもって、そうしたことの変化の一つとしてはっきりと打ち出し、行っていきたいと、そのようにも思っているところでございます。

これまでの企画部会の中では、食料・農業・農村の分野毎の課題に対します議論が一巡をした状況であると聞いておるわけではございますけれども、今回は、これまでに議論をされました政策課題、先ほど申し上げましたけれども、マニフェスト等で示された与党の方針に従って改めて整理をし直していただきたい。今後はこれに沿って主要施策の見直しに関する議論を進めていくようお願いしたいと思っているところでございます。

なお、議論の基本となるマニフェストにつきましては、私の方で皆様方のお手元にお配りをさせていただきましたので、また後ほど、私の方から説明をさせていただきます。

企画部会におかれましては、鈴木部会長のリーダーシップの下で、これまでも示唆に富んだ幅広い議論がなされてきたものと聞いております。今後とも、皆様方の議論によりまして、よりよい政策を構築し、国民が未来の食料・農業・農村に希望が持てるような新しい基本政策を作り上げていきたいと思っているところでもございます。

どうぞこれからも議論を重ねられまして、よりよいものになりますようお願いを申し上げます。簡単でございますけれども、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○鈴木部会長 郡司副大臣、どうもありがとうございました。

それでは、次に、本日出席しております委員の皆様を五十音順に簡単にお名前のみでご紹介させていただきます。

まず、荒蒔委員でございます。

合瀬委員でございます。

岡本委員でございます。

古口委員でございます。

平田委員でございます。

藤岡委員でございます。

松本委員でございます。

三村委員でございます。

それから、私、申し遅れましたが、部会長をさせていただいております鈴木でございます。よろしく願い申し上げます。

それでは、カメラの方はもうご退席いただいておりますね。

それでは、議事に入りたいと思います。

○合瀬委員 ちょっと一言よろしいですか。

○鈴木部会長 はい、どうぞ。

○合瀬委員 すみません、議事に入る前に1つ確認しておきたいことがあります。この企画部会の位置付けについて、これは食料・農業・農村基本法に基づいて設置された審議会だと理解しておりますが、先ほど、赤松大臣が日本記者クラブで講演された折に、政権が変わって、戸別所得補償なり、今後政策が大きく変わる時に、企画部会のメンバーも、それから諮問内容も前の政権でいろいろ行われたことで、本当にこのメンバーで議論していいのかどうかという質問が出ました。これに対して大臣が、それも含めて、新たな……ちょっと私も正確には覚えていないのですが、新たな拡大した場を広げたものでやりたいというふうにおっしゃったような気がしたのですが、その辺りのところを、この企画部会の位置付けみたいなものを確認したいのですが。

○鈴木部会長 お願いいたします。

○政策課長 政策課長の末松でございます。

食料・農業・農村政策審議会は、ご案内のとおり、食料・農業・農村基本法に基づいて設置されている委員会でございます。その企画部会について皆さんにお願いしているということでございます。

今回、企画部会を開催するに当たりまして、省内でも、もう一度法律上の位置付けとか、これまでの議論というのを整理いたしました。政権交代があったという状況は議論の中身には影響を与えるかもしれません。

一般論といたしまして、これからいろいろな審議会とかいろいろな意見を聴取したり、それから、内閣にもいろいろな審議会等ございますから、そういうものの位置付けについてこれからもう一度いろいろな議論をしたりするのもかもしれませんが、今回、今お願いしているこの企画部会については、法律上の位置付け、それから今までの議論を踏まえてさらに議論を重ねていただくということで確認をしているところでございます。その旨のお話、今、郡司副大臣からもあったとおりでございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 よろしいでしょうか。

○合瀬委員 私は途中から委員になったので、事の経過がよく分かりませんが、前の大臣から諮問をいただいて、今度は新しい大臣に返すということでよろしいのですね。

○政策課長 はい。法律上、農林水産大臣という者は任期があつたり交代があつたりしますので、そういったことは、今までもあつたこととございます。法律上、農林水産大臣から諮問させていただいて、それについて議論をしていただき答申していただくという位置付けになってございます。

○合瀬委員 分かりました。

○鈴木部会長 よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に従いまして議論の方に進みたいと思いますが、まず資料の説明をそれぞれいただきましてから、それを踏まえて委員の皆様にご議論いただくということで進めたいと思います。活発なご議論をよろしくお願いいたします。

最初に、今回は新政権下での最初の企画部会の開催となりますので、郡司副大臣の方から全体的な農政の方向についてご説明をいただきたいと思います。では、副大臣、よろしくお願い申し上げます。

○郡司副大臣 座ったままで恐縮をいたしますけれども、若干の時間をいただいて、マニフェストに書かれていること等についてご説明をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、政権交代という総理の顔が載ったマニフェストをお配りさせていただいております。ここにいくつか私どもが政権公約として掲げた大きな項目、それから、それ以外のものも細かい字で入っているところがございますけれども、掲げさせていただきました。

その中の4つ目のところで、地域主権、地域のことは地域が決め、活気に満ちた地域社会を作りますという項目のところで、農業の戸別所得補償制度を創設するとうたっているわけでございます。

しかしながら、若干話を戻させていただきますと、まず政治のありようそのものを変えていこうというところがその前段のところではないかなというふうに思っております。私どもの考えるところは、これまでややもすれば官依存の体質というものがあつたのではないか、それを選挙に選ばれた政治家が政策を決定する、そういうような形に改めていこうというようなところから始めさせていただいております。

従いまして、先ほど来の議論で、私の方から若干付言をさせていただきますれば、審議会、これは基本法にのっとり設置をされている今回のような審議会がでございます。それ以外に、実は局長の皆さん方とかその他諮問をする形でやっているのが、これが五十いくつあるというような形で伺っております。そこのものがもう少し整理をできるものがあ

るのだろうか、あるいはそこでどのような形でもって政の部分に関与できるのだろうか、こういうところの見直しは行っていく必要があるのではないか、このような議論を大臣の方ではしていたというようなことが主のねらいであると思っておりますので、そのところはご理解をいただきたいなというふうに思っております。

そのような形の中で進めるに当たりまして、まずこれまでの私どもの感じてきた農政のありようでございますけれども、一つは、制度そのものが生産者が手にとって一つ一つの制度を見る場合に、非常に複雑で分かりづらいような形になっているものが多かったのではないだろうか。そのようなものを、あるいは2階建てのもの、3階建てのものもできるだけ平屋建てのような形にして、一枚の紙を読めば全体が分かるような感じの制度に一つずつ見直していったらどうか。

あるいはまた、補助金というような在り方というものも多かったわけでありましてけれども、そのところについても、それぞれができるだけ地域主権ということも片一方ではあるわけでありましてけれども、融資の形でもって限定されないような形の使いようというものを目指していったらどうか。つまり、農政そのものを使いやすく、分かりやすくしようではないかというところが私どもの考え方の中にはあるということでございます。

もう一つ、先ほど申し上げましたけれども、この間10年あるいは15年の長さで見ますと、農家のところに入る手取りの収入というものが大変に落ち込んできている。一時から見れば約半分近くにまでなってきているだろうというふうに思っております。そのよってたつ原因を直ちに一つの要素にということにはならない。この国がプラザ合意以降の経過の中でたどってきた国のありようもございまして、それに伴っての国が決定をするような価格の在り方や、あるいは市場の在り方、あるいは生活のスタイルの変化によるなど、多々機能としてはその要素があったかと思っておりますけれども、政策としてその辺を安定させることがこれからの自給率であるとか自給力というものをきちんと捉えていく上では必要なのではないか。そのための方策として所得補償制度というものをこの国の中に入れていくことが大事なのだろうと。

そしてそれは、他のEUあるいはよく前大臣が引き合いに出したスイスの国でもあったように、国民的な合意というものがその前段になされなければ、大きな予算の変更であるとか、政策の変更というものが必ずしもよい形には実を結ばないかもしれない。

では今回はどうなのだとということになれば、私どものねらいは、2年前の参議院選挙

の中で、農業の戸別所得補償という、これまで数十年間農政を主たる議題にした、政策の論争の争点とした選挙というものは行ってこなかったのではないか。私は、そのような形の中で、2年前の参議院選挙、今回の衆議院選挙についても、大きな柱の一つに先ほど申し上げた農政の課題を掲げることによって選挙を行ってきたつもりでありますので、一定程度は多くの国民の皆様方にご理解をいただいた上で進める基盤を作ってきたのではないかとというのが冒頭申し上げた、多少生意気な言い方になりましたけれども、心づもりのところにあったということをご理解いただきたいというふうに思っております。

しかし、これからまた新たな政策の転換等がある時には、どこかの地点できちんと国民的な合意というものを作っていかねばならない。先ほどの話にまた戻って恐縮でございますけれども、例えばいろいろな審議会ができるにしても、クォータ制度とか、あるいは40%とか50%とか、女性であるとか消費者であるという方の委員の比率というものも一定程度確保していこう、こういうような議論の中で先ほどの審議会の議論があったということもご理解をいただければなというふうに思っているところでございます。

所得補償制度そのものについては資料としてもお配りをしておりますので、逆にご意見をいただければというふうにも思っておりますが、先ほど来からのような理由でもって所得補償制度というものを行っていきたい。

まずはその時に、土地利用型のところから始めるということが私どもの考え方としてあったということでございますし、水田を主にした形のを来年度のモデル事業として行っていく。ならば、麦や大豆というこれまで主要作物として捉えてきたものの扱いはどうなるのだということでもありますけれども、一方で、これまでの政策の中で踏襲をする形で経営所得安定の対策等は今回も引き続き行う。こういう中で、モデル事業を行った上でのそれぞれの作物毎の作付け状況等を見ながら本格的な実施に移っていくような準備をしていきたいと思っているところでもございます。

それから、大きな柱として掲げておりますのは、農林漁業という第1次産業の所得を増やしていく、付加価値を付けていく、そのことによって農家あるいは地域の活性化を生み出していくためには、6次産業化というような分野にきちんと取り組んでいこうというふうにも思っているところでございまして、これまでの先進的な事例というものが、ややもすれば、あの地域の、あの人たちのというような特別な事例であったというようなものが多かったようにも見受けられますけれども、制度的にそれぞれ切り開いていただいたノウハウをもう少し皆さん方が使いやすいような形にする政策の後押しというものをや

の中で、所得を、そしてこれまでになかった分野での地域の活性化というものを作っていたいというふうにも思っているところでございます。

簡単に、限られた時間の中でございますので、粗粗の考え方のみを申し述べるというような形になりました。

政権交代は、このマニフェストというものをお配りしておりますが、実際には、その前段で、選挙の前段にまとめさせていただいた、これは毎年出しているのでありますけれども、政策インデックス2009というのがございまして、この中でより詳しく述べているということがございます。今日のところでは資料として十分に配付がもしくなっていないかたすれば、また後ほど委員の方々にはお手元に届くような形でもって、私どもの政策をいろいろな角度からご批判をいただくなり、あるいは提言をいただくなりして、現実的な、より生産者の方々が喜んでいただけるようなものにしていきたいというふうに思っているところでございます。

若干長くなって恐縮でございましたけれども、私からの説明とさせていただきます。

○鈴木部会長 副大臣、どうもありがとうございました。

それではここで、せつかくの機会でございますので、今のご説明につきましてご意見、ご質問等ございましたら少しお受けしたいと思っております。

平田委員、どうぞ。

○平田委員 副大臣、どうもありがとうございました。よく分かりました。

それで、たちまち今度の戸別所得補償方式ですよね、これ私も賛成なのですけれども、それはまずお米からということでございますが、ご案内のように、米以外も、畜産も酪農も、我々果樹も野菜も大変所得が少なくなって困っております。ですから、これは、米ということだけではなくて、全作物にやはりやっていただきたい。

それと、これとこれはこれするからということじゃなくて、農家サイドから言えば、所得を上げるということが大前提ですから、そうすれば、農家によって、地域によって全部やり方は違うわけですね。やはりそれに沿った補償という、農家サイドに立った補償ということをごからは考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○鈴木部会長 副大臣、お願ひします。

○郡司副大臣 ありがとうございます。

全作物にということでございますので、本格実施までにすべての作物ということをご今直ちに申し上げるような形にはなっていないのかなというふうに思っております。年に

何回か土地を利用するものもございましょうし、そういう時の品目毎の所得補償というものがどういう形になるか、あるいは通じて、平均的な生産費と販売価格の差額ということでございますから、平準的なものであれば、逆に上回っているものについてそれを行うのかどうかということの議論もあろうかというふうに思っております。

畜産、酪農についても言及をいただきました。所得の補償を実際にそれ以外の形で進める場合には、現在ある収入保険というようなものの活用もあり得るのかということの検討もしなければいけないだろうというふうに思いますし、またこの場合に非常に難しいのは、これまで進めてきた規模拡大、効率化という形と、そうではない形の畜産、酪農を行った場合に、所得との因果関係、係数関係が直ちにそういうふうな形で結びつくかどうか、いろいろな議論も出てくるだろうというふうに思っております。

また、水産につきましても同様に、これまでの統計的なものがございませんので若干時間がかかるということもございましょうし、他のものと違って、水産の場合には、私自身は生産費という概念というものをどのように作っていくか、国民の皆さんに理解をしていただくかということの議論も必要であろうというふうに思っておりますので、私どもに最大与えられた4年間という中で完結をするかどうか、一つ一つ今いただいたご意見を参考にしながらやっていきたいなというふうに思っております。

それから、地域の関係は、これは私どもも常に訴えてきた頭の中にあることでございます。

今回のことにつきましては、一定程度の考え方として、その他の作物ということ打ち出ささせていただいておまして、それぞれの地域で、例えばこの野菜であるとか、あるいは転作によってまだ果樹というものもあったかもしれない。そのようなものが取りあえず地域の中で検討できる素材として作っておきましたので、それが今後議論の中でどのようになっていくかということについてもまたご示唆をいただければありがたいなというふうに思っております。

どうもありがとうございます。

○鈴木部会長 藤岡委員、どうぞ。

○藤岡委員 どうも副大臣ありがとうございます。

政権が変われば政策が変わるというのは、私ども現場の人間もこれは相当程度覚悟はしてきているつもりであります。

しかしながら、農業というのは、恐らく副大臣もご承知のとおり生き物を扱っている

作業であります。これは米にしる、野菜にしる、もちろん家畜もそうであります。従って、覚悟はしていながらも、急激な変化というのは、これは現場に相当程度ショックと申しますか、かなりの影響があるのではないかと申しております。

そういう意味では、例えば法人経営だとか、あるいは大規模にやっている農業者というのは、それなりに5年、10年なりの計画の中でそれ相当の設備投資をやりながらやってきている。そういう面から見て、あまり現場に急激な変化を来さないような、そのこの辺のところは柔軟に対処してもらえればよろしいかと思っております。

確かに、多様な担い手というのは私ももちろん理解できます。家族農業も大事ですし、やはり大規模もいなきやいけない。しかし、現場では、今さっき副大臣のご挨拶の中にもあったように、だんだん高齢化してなかなか若い人がいないという現状の中で、そういう中で農地を借り受けて法人化なり、あるいは規模を拡大して今までの農政に従ってやってきた。そういう人が、では政権が変わったから180度変えましょうというわけにはなかなかいかないという面もありますので、その辺のところについては柔軟な配慮と、政策の意向についてはその辺のところも加味してもらえればなと思っております。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

では、副大臣からお願いします。

○郡司副大臣 ありがとうございます。

まさに生物を扱うということをおぼろげに忘れてはいけないのだろうというふうに思っております。

ただ、私ども、変えなければいけないというふうな思いの中には、残念でありますけれども、今のところ農村あるいは生産者、そして消費者の見る目も、日本の農業は残念ながら衰退の道を歩んできている。そのような結果に陥ったことをどうすれば直せるのか、どうすればもう一度元気が出るかということについては、これまでと同じことだけではだめなのかなというふうな思いがございます。

しかし、今ご指摘をいただいたところについて、急激な変化によって、それぞれの個人の、あるいは法人の経営が危うくなるような道をとろうということが主眼ではございませんので、十分に留意をしていきたいなというふうにも思っております。

それから、これもまた残念な結果でございますけれども、生産調整も含めて、これまではいろいろなところにリンクをする形をとらざるを得なかったのかなというふうに思っております。

従いまして、その生産調整ただ一つをとって言えば、かかわる、かかわらないということによって、農政そのものに関係のない形で日本の中で農業をやらざるを得ないとか、やっている人たちがかなりの部分増えてきていることも、これまた事実であろうというふうに思っております。

従いまして、私どもは、先ほど言いました「分かりやすく」ということも含めて、できるだけ一つのことがすべてのことに及ぶということが必要なのかどうか、その辺の切り離しによってかえって自給力を高める、あるいは生産者と農政の結びつきが新たに出てくるという道も探っていきたいなというふうに思っているところでございます。

いずれにしましても、ご意見は貴重に伺わせていただきました。参考にさせていただきますきたいと思います。

○鈴木部会長 どうも副大臣ありがとうございました。

ちょっと時間が押していますので、よろしいでしょうか。すみません。申しわけございません。今日、副大臣はこの後ちょっと公務がございまして、少し時間が押しておりますので、それでは、ここでこの件については打ち切らせていただきます。

では、副大臣はここでご退席されますので、どうもありがとうございました。

○郡司副大臣 どうもすみません。またどうぞよろしく願いいたします。

○鈴木部会長 ありがとうございました。

(郡司副大臣退室)

○鈴木部会長 それでは、引き続きまして、政策課題の整理についてということでございますが、これまで議論してまいりました政策課題につきまして、事務局の方で取りまとめた資料を作っていただいておりますので、この説明をお願いいたします。

○大臣官房参事官 大臣官房参事官、大浦でございます。よろしく願いいたします。

政策課題の整理といたしまして、資料は1-1、このポンチ絵と、それから1-2、細かい字が書いてある方、2点ございます。

まず詳細な方でございますが、こちらは4月から8月の企画部会においていろいろご検討いただきました政策の課題、それに私どもで検討したのもいくつか加わっておりますけれども、これらを先ほど郡司副大臣からご説明いただきました新政権の考え方、すなわちマニフェストに沿って改めて整理したものでございます。

ですが、今日を含めて、今後の企画部会における議論といたしましては、ここに掲げております丸の一つ一つをつぶしていくということをお願いしようと考えているわけで

はございませんで、むしろ、この政策課題の整理を今後の議論のベースとして共有していただき、この上に基本計画策定に向けた施策見直しのための議論を新たに積み重ねていただくと、このことを共通認識としていただくための資料として作成したものでございます。そのようにご理解願えれば助かります。

この資料1-2につきましては、詳細な説明は省略させていただきます。

資料1-1、ポンチ絵の概要でございますが、この政策課題の整理をご説明申し上げますけれども、オレンジ色の箱が4カ所ございます。食料の安定供給の確保、農業の持続的発展、農村の振興、食料自給率目標の設定、これらは、基本法に基づきます基本計画の4本柱ということでございます。

そして、その他に、青字に白抜きの文字、これが何カ所かございますけれども、これは先ほど郡司副大臣から配付していただき、ご説明いただきましたマニフェストの文言ということでございます。

基本計画の4つの柱毎にマニフェストの考え方、新政権の考え方に沿って、これまでの企画部会のご議論などを改めて整理するとこういうことになるのではないかとということを示したものでございまして、例えば食の安全・安心の確保に関する課題といたしましては、企画部会におきましては、食の安全と消費者の信頼確保ということでご議論いただいたところでございます。GAP、HACCP、トレーサビリティの取組拡大でありますとか、加工食品の原料原産地表示の拡大などが課題だというご議論をいただいたところでございます。

その下は、農業の6次産業化を支える食と農の連携ということで、4月の企画部会におきまして、食料自給率向上のための重要となる取組ということでご議論いただきました食育ですとか、地産地消ですとか、農業商工連携の推進、食品産業の機能・体質強化、それから自給率向上に向けたフードアクション日本等の国民運動の展開ということが大事だというご議論をいただいたところでございます。

そして、その下ですが、マニフェストの食料の安定供給という考え方に関連する事項といたしましては、国際的な食料需給の逼迫要因の顕在化を踏まえた対応が必要ということで、例えばフードチェーンの各段階においては様々なリスクがあってそれに対応することが必要ですとか、海外農業投資の促進あるいは肥料の安定供給と効率利用などが大事であるというご議論をいただいたところでございます。

真ん中の農業の持続的発展でございます。こちらは、先ほども郡司副大臣から何度か

ご説明いただきましたけれども、戸別所得補償制度の導入が必要ということで、これまでの企画部会のご議論の中でも、ここに書いてございますような販売価格と生産費の差額を基本とする所得補償の仕組みを創設、こうしたものを検討することが必要じゃないかというご議論をいただいているところでございますので、ここに明記させていただいているところでございます。そして、この農業の持続的発展に関する事項といたしましては、マニフェストでは農業の6次産業化ということがうたわれていまして、これは農業の持続的発展に幅広く関係することではないかと。

例えば、6月の企画部会におきましては、売れる農業・儲かる農業の推進ということで所得を高めていこうというご議論をいただきまして、生産現場に加工・流通を取り込んで一体化していくとか、よいものを作って販売価格を高めていこうとか、あるいは加工・業務用需要に対応すること、輸出拡大によって販売量を増大させていこうとか、資材の効率的利用なり流通コスト削減に努めてコスト削減を図っていこうとか、このようなご議論をいただいたところでございます。

そして、その下ですが、これは7月の企画部会で議論されたことでございますけれども、多用な農業経営体・農地の確保などを通じて生産性向上を図っていくこと。新規参入の促進、それからその経営の発展を図っていくことが大事でありますとか、先ごろ成立いたしました農地法等の改正、その下で新しい農地制度の着実な推進を図っていくこと、それから耕作放棄地の発生抑制・解消に向けた取組なり、農業基盤整備を進めていくことが大事であるというご議論をいただいたところでございます。

その左側は、これも6月の企画部会でございますけれども、持続可能な農業生産を支える取組といたしまして、環境保全型の農業、それから地球温暖化なり生物多様性に対応していくことが大事であるというご議論もいただいたところでございます。

これらをまとめて農業の6次産業化という青い線の箱で括っておるという整理をいたしてございます。

右側の農村の振興でございます。こちらは、農村の6次産業化にかかわる事項といたしまして、まずは1次産業、これは先ほど申し上げましたけれども、その下に2次、3次産業を融合させていくことによって農村の6次産業化を進めていくということが課題であろうというご議論を8月の企画部会でいただいたところでございます。

その下で、地域イノベーションの誘発ですとか、地域内発型地場産業の振興ですとか、就業機会の拡大、それから都市と農村の交流の促進、都市農業の振興などのご議論をい

ただいたということでございます。

ですが、農村の振興は、産業政策の面からはなかなか難しいということで、このマニフェストに多面的機能を有する農村再生ということも掲げてございますように、それに関連する課題もご議論いただいたところでございます。

生活支援、環境保全等に取り組む法人への支援というのは、8月の企画部会においては、地域マネジメント法人ということでご議論いただいたものでございまして、それから中山間、農地・水・環境の2つの直接支払いについてもご議論いただいて課題の整理をいたしているということでございます。その他秩序ある農村利用なり、鳥獣被害対策の推進も大事であると。

そして、これらをまとめて農山漁村活性化ビジョンを作っていこうということも8月の企画部会でご議論いただいたということでございます。

その下は、4つ目の食料自給率目標の設定ということで、マニフェスト上は食料自給率の向上ということがうたわれています。

これに関連する課題といたしましては、具体的目標の設定が当然必要なわけですが、これまでの企画部会においては、必ずしもいまだその目標水準、具体的な水準についてご議論いただいたわけではございませんが、これは今後、戸別所得補償制度なり、各般の施策の見直しの議論をしていただく中で具体的な目標水準についてもご議論いただければと思っております。

これまでの企画部会の議論では、指標性を高める補完的指標の整備ということで、8月の企画部会において、まずは国民的理解を醸成して、その下で生産額ベース食料自給率の積極的活用なり生産力に関する指標というのを検討してはどうかというご議論をいただいたということでございます。

そして、その下に3つございますけれども、これらは、今申し上げた基本計画のそれぞれの主要な柱に横断的にかかわる事項ということで3つ精査していただいております。1つ目が技術、それから環境問題ということでございます。技術は、当然のことながら、食料・農業・農村のそれぞれの分野にかかわることでございますし、鳩山政権におきましては、地球環境問題に非常に取組を強めていこうということをご掲げておりますので、これらを横断的課題として整理してございます。中身といたしましては、例えば技術でしたら、研究開発から普及・産業化までの一貫した支援、これに取り組むことが必要でありますとか、地球環境問題ということにつきましては、バイオマスの供給なり、農業分

野の排出削減の加速化などが必要であるというご議論を、これは6月、8月の企画部会でご議論いただいたということでございます。

真ん中が「農」を中心とする多様な連携軸の構築、それから絆の強化ということで、これは何度か企画部会でご議論をいただいたところでございますけれども、多様な連携軸を構築する、そのコーディネーター的な役割を果たす人材の育成なり確保、この取組が非常に大事であるということとか、実際に連携の活動をしていただいているプレイヤーの方々に対して何らかの支援が考えられないかとか、あるいは連携の絆を確かなものとするためには、それぞれの方々の相互の理解が非常に大事であって、そのためには、食と農の現状や魅力を発信する活動に対して何らかの支援を考えていくことが課題ではないかというようなご議論をしていただいたところでございます。

最後、右下でございますが、これは施策を推進するに当たって常に大事になることということでございまして、例えば基本的かつ長期的な目標なり原則を定めて、その下に戸別の施策の議論をしていくべきであるとか、あるいは施策の優先順位を付けて重点化・統合化を図り、それから手続を簡素化していくことでありますとか、国民的議論を喚起してその成果を反映させるということでもありますとか、あるいは施策の透明性の確保に努めるとか、施策のPRの徹底に努めるとか、このようなことはこれからも常に大事になることでございますので、基本計画上、何らかの位置付けをさせていただければと思っております。

説明は以上でございますが、繰り返しになりますけれども、この政策課題の整理という土台の上に立って、今後の施策見直しの議論を進めていくためのものとして整理させていただきましたので、そのようなご議論、ご審議をお願いできればと思います。

私からの説明は以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様でのご議論に移りたいと思います。どなたからでも構いませんのでご意見をいただきたいと思いますが、まず本日ご欠席の委員から書面にてご意見をいただいておりますので、先に事務局の方から茂木委員の件をご紹介いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○大臣官房参事官 それでは、書面で提出いただいております茂木委員の意見を紹介させていただきます。

本日の会合につきましては、カナダで開催される国際農業生産者連盟の執行委員会に

出席するため、本会議に出席できませんが、以下の通り意見を述べさせていただきます。

1つ目が、企画部会の再開に当たってでございます。

前回の企画部会から2か月以上が経過しており、その間に政権交代という大きな変化がありました。日本の農業・農村は変わらず厳しい状況に置かれております。来年3月の答申に向けて検討すべき点は多く、非常にタイトなスケジュールとなりますが、農業・農村に元気を取り戻すために、現場の農業者の目線から、引き続き意見を申し上げさせていただきます。

そして、2つ目が政策課題の整理についてでございます。

政策課題の整理については、特に、「売れる農業、儲かる農業の推進」として農業所得の向上に重点を置いていることについては、評価しております。

さらに、次のような点について、明確に方向性を示すべきと考えます。

その①です。農業生産額と農業所得の目標設定。

農業者の意欲を高め、農業・農村に元気を取り戻すため、国が取り組むべき政策の目標として、農業生産額と農業所得の増大目標を設定することが必要です。

その上で、生産・加工・流通の一体化といった6次産業化や価格の向上、生産量の拡大、コストの削減等の必要な施策を関係者が一体となって具体化することが必要です。

②です。具体的な食料自給率目標の設定。

食料自給率は、農地の利活用と担い手の確保・育成によって食料自給力を強化するとともに、戸別所得補償制度や品目別の支援策を措置することなどにより、概ね10年後に50%の達成を目標にすることが必要です。

③、品目政策。戸別所得補償制度については、米はモデル事業として実施するとしていますが、麦・大豆・なたね・そば・畜産・酪農などの制度設計を早急にすすめることが必要です。

さらに、花き・茶・こんにゃくなどの地域農業において重要な作物についても、戸別所得補償制度も含めた経営安定対策や支援策を検討することが必要です。

茂木委員からは、この他にも米の戸別所得補償制度導入等についてご意見をいただいておりますので、そちらについてはその議題の時にご紹介させていただきます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

今、茂木委員の方からも農業生産額と農業所得の増大目標の設定とか、食料自給率は50%を目標とするとか、あるいは戸別所得補償については、他の作物についても早急に進

める必要があるのではないかというような論点をご提示いただいていますけれども、この点も踏まえまして、またこれと違う意見があれば出していただきたいですし、それぞれの見解、では松本委員からお願いします。

○松本委員 1点最初に申し上げたいと思うのですね。政策課題の整理。これ見せていただきまして、感想として、頭が古いのかもしれませんが、定着しております担い手というのは、日本農業の担い手といいますか、高齢化とか、こういう話が出るのですが、それから、6次産業、これもここ10年来私どもも言ってきた経過があるのでありますが、何となく私の感じからすると、いわゆる構造展望といいますか、そういう観点からの整理があえて、意図的なのかもしれませんけれども、消えていると。

そういうことで、5年後、10年後、20年後の日本の農村、あるいは日本の農業の夢ある展望が描けるのかどうか、そういうところはやはり視点として落としてはいけないのではないかという問題意識を一つ持っております。

戸別所得補償のところは、また後ほどひとつ申し上げたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ただいま構造展望の整理というような点が少し落ちているのではないか、弱いのではないかというご指摘もございましたが、この点も含めまして、他の委員はどのようにこの整理を見られましたでしょうか。さらにご意見いただければと思いますが。

合瀬委員、何か。

○合瀬委員 先ほどの発言の趣旨ですが、決して私はやりたくないという趣旨で言ったわけではありませんので誤解の無いようにお願いします。きちんと委員会の性格を示していただきたいということでもあります。よろしくお願いします。

先ほどの構造展望のところなのですが、私もそこを聞きたいと思っていました。というのは、マニフェストを読ませていただいても、所得補償のことは書いてあるのですが、ではこれから10年後、20年後の日本の農業の姿をどういうふうにするのかというそのゴールが見あたらないのです。

私の理解では、所得補償というのは一つの手段であって、今の所得がずっと落ち込んでいく、血を止める一つの手段であって、これは目的ではないと思うのです。この辺のところを、政務三役からご説明をしていただきたいのです。ここは官僚の方が答えてはいけないというふうになっていると私聞いておりまして、答えはどうされるか分かりませんが、いずれにしても、政策の目標としてゴールがどこか、どういうふうな構造を目

指してどういうふうな手段を打っていくかということを企画部会としては議論すべきであって、お金を一律に与えることが目標ではないと思うのですね。

ですから、この手段を使って一体どういうふうな農業構造を目指そうとしていらっしゃるのかを一度やはり説明していただきたいというふうに思います。

○鈴木部会長 ご指摘ありがとうございます。この点について、委員の皆様からいろいろご意見あろうかと思いますが、ここでご議論いただいたご意見をできるだけ反映する方向で、きちんと取り入れるべき点は取り入れていただくということでございますので、そういうことをご自由にご意見をいただければと思います。特に今の点についてはいかがでしょうか。

荒蒔委員、どうぞ。

○荒蒔委員 今、合瀬さんがおっしゃったことと同じなのですが、今ここにちょうど1-1で今までの課題を全部きれいに実に明快に整理していただいて、これだけいろいろな課題がたまっているなというか、それは明らかに認識しているんですが、例えば来年3月ということになるとあと数カ月しかない中で、この審議会が何をそこから我々審議会の結論としてお示しできるかということを見ると、やはり今、合瀬さんがおっしゃったような5年後とか10年後の日本の農業の目標みたいなものとか、できればこうしたいねという、そういうものについてどれだけコンセントレートした、集中した議論ができるか、またすべきじゃないかというような印象が非常に強いということを私は申し上げたいというふうに思います。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

平田委員、どうぞ。

○平田委員 将来自給率を50%に上げるというような目標を仮に立てたとして、本当に50%上げるようなシミュレーションが組めるのかということの中で、私は現状を見れば、非常に現状でも難しいと思うんですね。一番の問題は、やはり農業をやる人がいないということですよね。農商工連携だとかいろいろやられていますが、基本的には若い担い手がない。統計数字を見てもよく分かるのですけれども、今就労している人の50代以下の人というのは15%ぐらいしかいません。

そういった中で、本当に将来50%の食料自給ができるかといった時に、非常に大きな問題だと思うのですね。何かが一番問題かということ、今言われている所得が安定していない、これに尽きると思いますけれども、やはり今のサラリーマン並みの所得を補償す

るためには我々はどういうことをやってくのかという問題と、そういった今の所得を確保できるような、一方では人材の育成というか、それがやはり一番求められているのではないかなというように思います。

人材の育成という面から見ますと、本当に今の制度ではいろいろ行われてはいますけれども、非常に難しいというように思います。

それともう一方で、やはりこれからの農業というのは、今までのような生産一本のやり方じゃなくて、やはり今ここで言われているような多面的な6次産業だとか、生産者が直接売っていただくとか、作る人、農村民はかなりいらっしゃいますけれども、それを本当に販売して利益を出していくような農業ですよ。いわゆる経営者ということですが、本当に経営者を育てるような施策が今行われているかという、必ずしもそういった形のものでできていない。やはり今の農業の実際の自給率を高める人材を育成するような教育的なシステムが私はできていないというように思うのです。

それをここでもう一度やはりみんなで考えて、どうしたらそういった人材が育成できるのか、ないしはそういった人材を農村に連れ戻すことができるのか、そういうことについてもっと真剣に考えていかなければいけないというふうに思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。自給率目標50%もなかなか絵にかいたもちになりはしないかということで、いろいろな施策の検討が必要だということですが、こういう点も含めて、目標としてどういう姿を選定するのかという点も含めて、いろいろと設定すべきであるということとともに、どういう姿を描くべきなのかということについて、委員の皆様ご自身のご意見もお聞きしたいと思います。

藤岡委員、お願いします。

○藤岡委員 部会長の質問よりも、先ほど、合瀬委員からもちょっと出ましたけれども、政権が変わって官僚答弁はしないということになると、我々の今のこの審議会の進め方として、官僚の人に質問してもこれは答えが出てこないということで、我々の中で議論するというやり方に変わるということでしょうか。それをちょっと確認しておきたいのです。

○鈴木部会長 事実関係の質問については事務方で、農水省さんの方で答えられる限り答えていただくということについて変わりはありません。

ただし、委員の皆様の意見をできる限りたくさんお聞きして、その意見の相違もぶつ

け合っていて、どういう方向性がいいのかということをご参考にしていただければ、そういう活発な議論を深めたいということが趣旨でございます。もちろん、必要に応じて事務局からの回答とかコメントも可能な限りいただきます。

合瀬委員、どうぞ。

○合瀬委員 この後に戸別所得補償のところを説明していただけるということなのですが、今の農業を取り巻く状況を考えるとやはり大規模農家を目指さざるを得ないと思うのです。

戸別所得補償制度ですから、ある程度のコストと、それから販売価格の間を埋めるという考え方が基本だと思います。しかし今後WTOなりFTAが進展すれば、いずれにしても関税引き下げの事態を考えざるを得ません。そのセーフティネットとして戸別所得補償制度を考えるならば、これは価格が急激に下がった時に、セーフティネットとして働く、非常にいい制度だとは私は思うのです。しかしその分お金が物すごくかかりますよね。

関税が非常に下がっても、物すごい財政負担があっても、このままの日本農業の姿を守るのだ、それだけのことをするのだというふうなことであれば、これはこれで一つの考え方だと思うんです。ただそうではなくて、やはりある程度の財政なりのことを考えると、どうしても大規模化というか、ある程度コスト、競争力のある人たちを中心にした農業構造にしないと、セーフティネットにするにしてもかなり大きな財政負担を覚悟せざるを得ないですね。こここのところをどう考えるのでしょうか。

もしくは、これに加えて、小さな農家は小さな農家で別途環境支払いを考えると、割と同時にいくつかのことを考えなきゃいけないと思うのですが、申しわけありませんけれども、このマニフェストでは今、そうしたことが読めません。私の理解不足かもしれませんが、もう少し全体の構造なりが分かるような説明を一度してもらわないといけないのかなという気はします。

○鈴木部会長 今回の点も大変重要な論点だと思いますが、この点に関連しましては、他の委員の皆さん、いかがでしょうか。

古口委員、先にどうぞ。

○古口委員 ちょっと今の点とはまた違いますが、いいですか、すみません。

まずこの審議会で言うべきかどうか、私もどうしようかなと思って来たのですが、これは私どもの町の農家の意見なので、あえて申し上げておきますけれども、来年

の米政策、どうなるのか。早く決めてくれということです。

要は、もう11月になれば来年の準備が始まるのです。来年3月に代掻きが始まってからでは遅いのですね。今から来年の種もみの予約注文もしなきゃならないし、どのぐらい作るのかも考えなきゃならない。生産調整どうなるのか、所得補償がどうなるのか具体的に早く決めて欲しいのです。町役場もそう言われて困っています。これは農家の方は分かると思いますけれども、11月には米づくりは始まるんです。来年になってからでは遅いのです。これはこの審議会で言うべきかどうかはいずれにしろ、今日皆さんおりますので、こういう意見が地元からありますから、どうぞよろしく願います。早く具体的に決めて下さい。

それから、もう一つなのですが、今日は最初から民主党のマニフェストが配布されておりますが、私どものこの審議委員会は、民主党に政権が変わってマニフェストがあるからといって、それに拘束されることなく、この審議委員会は審議委員会できちんとこれから5年間の農業がどうあるべきかということを考え、意見を出し合って、そして答申すべきなんじゃないでしょうか。もちろん、民主党のマニフェストも参考にはする必要があるのですが、何かこれに拘束されるようなことがあっては、この審議会の存在意義自体が、なくなるのではないのでしょうか。

それから、先ほど、所得補償のお話が出ていたのですが、これはこれで私はいいと思います。しかし、はっきり申し上げますけれども、もう所得だけで農家の担い手、後継ぎ、あるいは農業をやろうという人ができてくるという時代ではないような気もしています。

それで、藤岡さんがいつも農業問題じゃなくて、これからは農村問題だというようなことを言うのですけれども、そのとおりであって、農業ももちろん所得補償は必要なのですけれども、いかに農村が、地域が魅力ある、将来ここに住んでもいい、ここで生涯を終えてもいいという魅力ある地域でなくては若者は農家、農村に戻ってこないと思っています。そういうことも含めて考えていく必要があるのかなと思っています。

以上3点です。

○鈴木部会長 非常に重いご指摘をいただきましたが、具体的な米政策の方向につきましては、後で戸別所得補償制度のご説明をいただきますので、その時にご説明いただくとしまして、もう一点、この審議会の位置付けにかかわる点もございましたが、おっしゃるとおり、あくまでここでは自由な議論を尊重し、その意見を基本計画に反映していただ

くための会でございますので、もちろんマニフェストは重要な参考としての位置付けではございますが、ここでの意見が完全にそれ以外のことがないというわけではもちろんございませんで、そうであれば、企画部会での議論の意義が薄れてしまいますので、決してそういうことにはならないようにしなきゃいけないというご指摘はそのとおりだと思います。

それと、ただし、こういう整理に可能だということは、やはり今、農業・農村が抱えている問題、皆さん10回ぐらいかけて随分ご議論これまでもいただいていますけれども、今何が問題かということは、これは政権が変わったから変わるというものではなくて、そこに皆さんにご指摘いただいた論点というものが、そこは今やらなきゃいけない、何か答えなければいけないものとして出していただいた重要な点が含まれているわけでございますので、それについて整理をする上で、政権が変わりましても、民主党さんのマニフェストと照らし合わせても、それはこれまでの議論がつながるものだというふうなこともあろうかと思えます。

そういう意味で、結果的にこういう形になっているというふうに考えてもいいのじゃないかなというふうには思います。そういうご指摘はもつともだと思いますので、そういう形で自由な議論をいただきたいと思えます。

○古口委員 了解しました。

○鈴木部会長 藤岡委員、どうぞ。

○藤岡委員 先ほどもちょっとお話ししたのですが、この政策課題の整理の中にも、一番上の真ん中に戸別所得補償制度の導入ということで、これは政権が変わって民主党がマニフェストで約束したことです。当然といえば当然ですが、今までずっとこの審議会なりあるいは農政の中で、例えば担い手だとか認定農業者とか、そういう言葉がまるっきり削除されてなくなったわけでありまして。確かに、所得補償制度というのは、これはセーフティネットとして、万が一価格が下落した場合はそれを補てんする、これは恐らくだれも反対する人はいないと思えます。

ただ一方で、さっきも話したように、規模拡大なり、あるいは海外に打って出るとか、そういう大きな農業を目指して産業化して、国際的にも太刀打ちできるような農業をやるのだというふうな意欲ある人たちが、今の例えばこの整理の中で見ても、売れる農業とか儲かる農業、あるいは6次産業というのはそれに該当するのかもしれませんが、もう一つ、やはり5年、10年先の農業政策のビジョンみたいな、日本の農業は将来10年後にはこうなるのだと。若い人たちが夢を持って参画できるような政策の柱がやはり私

は一つ欠けているのではないかと思っています。ただ補償する、補償するでは、これは何か厚生労働省の社会保障みたいな感じがしますよね。そうじゃなくて、やはり果敢に挑戦していく人を育てていく、これが私は政策だと思っています。

そういう意味では、今日は民主党の先生はもういないのであれですが、でき得れば民主党の農業水産関係の先生方にもこういう場に参画してもらって、そういう将来ビジョンの前向きな政策も、これは次年度以降になる、今は政権変わったばかりですぐにはあれでしょうけれども、そういう政策があって、初めて産業として農業もひとつ残っていくのじゃないかという感じはしております。

だから、今のこの戸別所得補償制度は否定する何物でもないのですが、さっきも言ったようにもう一歩柱がないような感じがしていますので、その辺のところを皆さんからも意見を聞きたいなと思っています。

○鈴木部会長 今の点、大変共通な指摘になっていますが、平田委員、どうぞ。

○平田委員 日本の場合、今まで価格支持政策をずっと続けてきたわけですよ。結果的には、必ずしも、先ほど郡司副大臣がおっしゃったように所得の向上につながらなかった、農業がどんどんと疲弊してきたという問題があります。

価格支持政策の場合、その割合がOECDの場合は49%で日本の場合は86%ということで、韓国に次いで非常に高い割合になってきているということですよ。ただ、価格支持政策によってお米の価格を高くすることによって消費者は高いお米を買わなきゃいけない。結果として、自給率を高めることも低くしている可能性もある、値段が高いため若い人が買わないという問題もあります。

価格支持政策の場合、一般的に言われているのが、40%ぐらいしか所得の向上に寄与していないということが言われております。そういう点で、日本の場合、特に米の場合、そういった価格支持政策をどうしていくのかということについて、少しやはり考える時期に来ているのではないかなという気がいたします。

それで、価格支持政策で価格が下がれば当然、一方では、生産面積の少ない、規模の小さい農家の方はだんだんできなくなってくるということになりますので、一方では、大きな農家しか残れないという問題になりますが、一方では、そういったいわゆる兼業農家の方の問題も出てきますので、その辺のところをどうするかという問題も出てまいります。

ただ、デカットされた作物に対して価格支持をするというようなやり方というのは、こ

れからは必要になってくるのではないかなというように私は思っております。

結局、そういうことによって、非常に農村も活性化するし、多様な農業というのがますます出てきて、結果として日本の農業というのはよくなっていくのではないかなと思っております。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。今のご指摘は、戸別所得補償等は、価格はある程度下がっても、所得は別途直接支払いで補償するという考え方ですが、価格支持も必要であるというご指摘と受けとめてよろしいですか。

○平田委員 日本の場合、あまりにも極端ですので、そこを完全に外すというのは難しいですけども、どういうところで軟着陸させて活性化に導くかという手法についてはいろいろ研究していく必要があるのではないかなと思っております。ヨーロッパでも必ずしもそうなっているわけではないので、やはりいろいろと研究していく必要はあるのではないかなというふうに思っています。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

○平田委員 一方的に今のような政策では日本の農業はよくなるのではないかなというように思っております。

○鈴木部会長 いろいろな論点が出ていますが、では、岡本委員もお願いします。

○岡本委員 岡本です。

私は本当に農業をやっているわけでもないですし、農家でもないですので、本当に一般の市民としての立場で聞かせていただいておりますと、思うことがいくつかあります。

例えば、食料・農業・農村をどんなゴールに持っていこうかということを考えるためにも、また、国民の合意を得るためにも、まず農業や農村に関心を持ってもらう必要が第一にあるのではないかなと思っております。割と自分がすぐ口にする食料とかの話ですと、一般的に関心が高いのですが、それを農業とか農村まで考えを及ぼす人というのはやはりまだ少ないです。まず関心を深めるというのが第一かなと思っております。

そのために、先ほど分かりやすい政策というお話がありましたが、それはとてもありがたい話です。私なんかもの分かりが悪いものですから、いろいろ説明を受けても複雑でとても難しいのですが、それが本当に分かりやすく説明していただけるものでしたらとてもありがたいなと思います。だから、そういうような制度になれば、例えば新しく飛び込もう、新規に就農しようという方でも、分かりやすかったら自分の将来が読みや

すくなるので、入りやすくなるのではないかなと思います。

それから、あと2つはちょっと細かいお話になるのですが、消費者としての感じです。

1つ目は、食品の表示のことなのですが、私たちにとって物を買おうかどうしようという時に、その素性が分かるものというのは表示でしか知ることができない。例えば、今、環境のことに配慮したものを売らしようというエコフィードの認証制度ができましたが表示がなければ分からない。だから、消費者庁の話も出ているので、私よく分からないのですが、今後どうなっていくのか、どうしようとしていっしょやるのか教えていただきたいなと思うのが1点です。

もう1つは、農業への関心ということについて絡むのですが、食育についてです。

私もお子さんや大人の方に、食育絡みでお話することもあります。ただし、栄養についてのお話というよりは、私は環境で動いているので、例えば食品ロスと環境の話とか、農業の話とか、食べ物の話に持っていったりします。環境と農業の関係、要するに今言われる農業の多面的機能のお話から食育に持っていったりもします。あと、将来的にはバイオエタノールはどうか、などの話も結構関心が高いのです。

ですから、農林水産省としての食育というものも扱っていただけたらなど。ちゃんと扱って議論に載せていただけたらありがたいなと思っています。

細かい話を含めてすみませんでした。以上です。

○鈴木部会長 どうもご指摘ありがとうございます。

三村委員、お願いします。

○三村委員 1つ感じたことですが、私は途中から参加いたしましたので、政策課題、かなりよく整理されていたと感じております。

もちろん今、政権交代の中で新しい政策が一つ入ってきているということでございますけれども、先ほどから何人かの委員からのご指摘がありましたように、やはり長期的方向性はこの方向で間違っていないと思っております。

ただ、先ほどの話からしますと、やはり分かりやすさとか、確かにこれをぱっと拝見しましても、例えば順番とかその工程表はどういうふうに組み合わさっているか、それから、極めて個別的な課題と、それから、先ほど5年後、10年後に向けて日本の農業はこうなっていくのだ、絶対これが必要だという、その課題の中に一種プライオリティというか、色分けというか、そういうものがもう少し分かった方がいわゆる国民的な合意が得やすいし、やはり発信力が出てくる。ですから、私がもしこの政策課題の整理の中

で課題があるとしたら、その発信力をもう少し高めた方がいいという感じがします。

それから、先ほどの副大臣からのお話の中で、戸別補償につきましては、先ほどの委員の先生方からもいろいろご指摘がありましたように、まだちょっと定義が私自身もよく分かりません。本当の意味のセーフティネットなのか、あるいはどちらかというところ、それはより構造改善していく方向に組み込まれていくのかということを含めて、もう少しきちんとした内容の検討が必要であろうと思いますし、それに向けて、確かに選挙ではマニフェストで勝利されたわけですが、個別のところまで国民が見て選挙したとはちょっと私自身も言い切れないところがありますので、これについてやはりきちんとした検討が必要であると思っております。

ただ、これはちょっと置きまして、先ほど副大臣がおっしゃったことなのですが、所得の安定が必要である、それと同時に付加価値を付けていくということをおっしゃいました。やはり農業を強くしていくためには付加価値を高めなきゃいけない、強い農業にしていかなきゃいけないということはやはり基本であると思っておりますので、そのために既にこの中にいくつか基本的な政策メニューが用意されていると思っております。

それからやはり、経営的に安定的でありかつ自立的であって、若い方がそこに飛び込んでいって、そこで長期的に投資していけるという農業に全体的に持っていくのだという、やはり全体の枠組みというのをきちんと見せていくということが大事です。私は付加価値という言葉を重視したいと思いました。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

他の委員の方、いかがでしょうかね。さらに今のいろいろなご指摘を受けてご意見ありましたら。よろしいでしょうか。

古口委員、どうぞ。

○古口委員 少し細かい話になるのですが、ちょっといいですか。

岡本さんから食育という言葉が出たのですが、最近こんなことがあります。一体この食育というのは、どの部門が担うのか、農水省の部門が担うのか、文科省管轄の部門が担うのかと思うようなことが一つありました。

というのは、高根沢という町なのですが、その町長さんが非常におもしろい人で、お米を給食センターで炊飯して持ってきてジャーから直接子供達に分けさせる。それもいいだろう。でも本当は、子供たちにまずお米を研がせて、そして自分たちで研いで炊

飯させる、それが必要なんじゃないかと。

というのは、宇都宮のある学校で、家庭科の時間に、それでは米を洗って下さいといったら、男の子が洗剤を入れて洗ったというような事例がありました。これはうそでも何でもありません。私は笑いましたが、本当だということですね。

ですから、本当は米の研ぎ方からきちんと指導しなくてはならないということで、そうしようとしたら衛生の問題とか、学校給食法の問題とかいろいろあってできないということなんですね。子供のカリキュラムの中で家庭科というような時間でやるのだったらいいけれども、毎日やるのはできない。

これに町長が大変反発して、できないということがあるかということで、私が行ったら国に言ってくれということなのですが、これはよく整理してみますと、食育という部門、先ほどから農業の部門ももっと分かりやすい制度にした方がいいんじゃないかということもあるように、いざ食育という部門になると、これもまたいろいろなことが絡み合っていて、どうも現場で一貫性のある食育教育ができていないようなところも出てきているんじゃないか、そう思いました。

先ほどから分かりやすい制度ということもありますから、それは農業それ自体も、いろいろなことも法律でがんじがらめなところもありますけれども、食育というのも一貫したわかりやすい政策にする、このことも大事なのかなと思いましたので、一言付け加えさせてもらいます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。いろいろな意味での分かりやすさが非常に重要だという点、何人かの委員からもご指摘いただきました。

○古口委員 現場のやりやすさだと思うのですよね。多分分かりやすさというのは、現場の動きやすさ、現場のやりやすさ、そういうことなんじゃないかなと思いますね。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

平田委員、どうぞ。

○平田委員 ちょっと何点かお願いしたいと思うのですが、食料の安定供給の中で、一つは、やはり今、国際的に食料が非常に不足している、現時点でも不足しているということ、緊急的なアピールが出ていますけれども、そういった面からすれば、今の四十何ヘクタールの耕作放棄地の問題もありますけれども、将来的に見れば、経費はかかるでしょうけれども、やはり農地を確保するということが私は日本にとって一番大前提になることではないかなというように思います。農地が作りたくても作れない国はいっぱい

あるわけですから、そういった面は国際的に考えてもやはりやっていかなきゃいけない仕事ではないかなというふうに思います。

それから、生産コストを下げるというのは当然必要で、そのための努力が非常に足りないと思いますし、そのためには、今行われているような全国一律の政策ではなくて、適地適作ということをもっと徹底したやり方へシフトしていかないと、さっきの補助金の問題ではないですけども、やはりそれがより強い農業をやっていくことにもなるし、経費削減にもなりますし、将来の農業を育成することにもなるので、これはもっとやっていかなきゃいけないのじゃないかなと思っています。

それと、日本の農業の生きる道は、やはり安全・安心ということで、将来の輸出も含めて、やはりGAPだとかHACCP、そういった安全・安心な農業をもっと進めていく必要がある。

もう一つは、こういった環境問題が言われていますけれども、持続可能な循環型の農業ということをやっていく必要があるのじゃないかなというふうに思います。

それから、農業の持続的発展については、先ほど言われた直接支払いというのが基本になるとは思いますけれども、もう一点、先ほど言いましたように、若い人が農業につけるような政策というものをもっと強力で打っていく必要があるのではないかな。それは今までの延長線上にある農業ではなくて、全く新しい形態の農業を創造するための若い人材の育成ということが必要なのではないかなというふうに思います。作ることはそんなに難しいことではないので、それをどう加工し、どう販売して、どう付加価値を付けていくかといったような人材を育成する必要があるのではないかなというふうに思います。

それと、農商工連携、多様な形態の農業の展開ということと、それから、輸出の促進ということと、それから低開発国に対する技術とか食料支援というのは、これから日本の一つの役割ではないかなと思っています。

それから、農村振興に関しては、農村産業の育成、雇用の創設という面でもっと産業を育成してもらわないと、先ほどおっしゃいましたけれども、若い人が農村に入ってくるということになると、どうしてもこういった新しいイノベーションとか、農村型の産業というものを育成していかないと、今の農村に若い方が入ってくるというのは非常に難しいし、他面的な機能だとかいろいろありますけれども、それと、今、外国の旅行者が非常に増えています。そういう面でもっと都市と農村の交流という面で、グリーンツアーだとかエコツアーだとかいろいろありますけれども、そういったものの育成、農

政でやるのかちょっとよく分かりませんが、そういったもののあれが必要ではないかなというふうに思っております。

それと、食育に関しては、昨夜もそうだったのですけれども、いろいろな食事が出ますけれども、その中で結構お肉だとかハムだとかソーセージだとか、そういうものが今非常に残っているのですよね。今、野菜だとかそういったものを非常に皆さん好んで食べられますけれども、一番残っているのはハムだとかベーコンだとか、そんなものがいっぱい残っていますので、もっとそういった面の日本で作られていないもので自給率を下げているようなものへの、そういった食育の面からももっとそういった面をしっかりと、小さい子供の時代からやっていく必要があるのではないかなと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

では、松本委員、お願いします。

○松本委員 1点、このたび本年、日本の農業に大変関係のある農地制度の抜本改正が、抜本といいますか、行われたわけですね。これは、ご案内のとおり、現政権の筆頭与党であります民主党さんも自ら参画されて現行改正制度を作り上げられたと、こういうことなのですね。

しかも、この先、一農業者だけじゃなくて、農地にかかわる国民が全部関係してくるという基本的な制度改正になっておるわけでありまして、そういう面で、新制度、12月に施行されるということで準備をされておるのでしょうかけれども、このいわゆる農地利用集積円滑化事業という、新しい将来展望を目標とした新しい農地政策もこの制度の中にはめ込んだと。これは当時の与党と当時の野党、今は民主党さんが与党でありますけれども、両者で作った制度でありますから、ゆめゆめ制度は作ったけれども、後はちょっと横に置いておくわというようなことにならないように、これからまさに政権与党としてこれをきちんと実のあるものにしていただきたいということを、せつかくの機会ですから改めてお願いしておきます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、他の委員の皆さん、よろしいでしょうかね。

いろいろな論点をお出しいただきまして、その中でこれからの農業、農村の方向について、将来像についてしっかりと整理しておく必要があるのではないかなというようなご指摘がいろいろあったかと思えます。

基本計画策定に当たりましては、もちろん今、現場の疲弊というか、閉塞感、不安に対して、できるだけ早く明確なメッセージを出すということも非常に重要ですが、そのためには、さらに10年後、20年後を踏まえてどういう姿を描こうとしているのか、そのためにどういうことが必要なのかということについて、分かりやすく、しかもあまり短期間で変わらないような方向性が出せるかということが非常に重要だと思います。

それは、現場に分かりやすいただけじゃなくて、国民も分かりやすく納得できると、そういうことで、こういう整理をして努力していただいているわけですが、今日の話聞きますと、この整理のもう少し全面にそういうふうな大きな方向性のようなものが見えるような部分が必要なのではないかというような観点がでてきたかと思しますので、その点ちょっと検討する必要があるのかなと。

そういうことを考える上では、今回の所得補償制度の導入につきましても、例えば先ほどは関税引き下げが起こった場合の財政負担の問題等、それもまだ方向性をどうするかという問題と絡んできますが、それから、環境に配慮したような支払いの部分はどうそれと組み合わせしていくのかというような点とか、それから、果敢に挑戦する人を育てるという視点がどういうふうに組み込まれるべきなのかというような点、いろいろと論点が出てくるかと思しますので、そういう点、他にもいろいろな論点ございましたが、あえてちょっと部分的に申し上げましたけれども、その辺りを少しさらに検討する必要があるのかなと今日の議論を聞いていて考えたところでございます。

農水省さんの方から今までの議論につきまして、質問にかかわる部分等でお答えいただける面があったらお願いしたいと思います。

○総括審議官 総括審議官でございますが、まず総括的に私からお答えさせていただきます。

最初、この場にいわゆる官僚と言われる人たちがたくさん出てきておりますが、その人たちはこの場に来て何をするのかねというご指摘が何件かありました。

今日の議論は、多分今日の議論の特質にもよるのだと思うのですが、課題をこれからどう整理して、来年3月までに向けてどういう議論をやっていくかというまとめ方とか、あるいは欠けている論点とか、これをお出しいただくことでございます。そういうご指摘について、これまでも我々はお受けして、そして次回の資料から修正しながら、この会議の総意に沿った資料づくりをしてきたわけでございます。今日私どもが一つ一つ答えることがないというのは、こういう議論の性格によります。

ですから、私どもの役目は、先ほどからずっと黙っていても、そういうご指摘があったということを受けとめて、今日出席しておりません政務三役の方々にそういう議論があったということをごきちんとお伝えしてご指示を仰ぐということだろうと思います。そういった意味では、我々の役割というのは今までもそうだったわけで、何も官僚主導でやっていたとは我々は思っておりません。きちんとして大臣にお諮りして次の資料をお出ししているわけですから、そういう意味で今日の議論の性格を受けとめさせていただくということだろうと思います。

それから、個別の論点について、今日は今、鈴木先生がおまとめになったようなことで、一つ一つの論点については次回以降お答えしながら進めていくことかと思えます。

それから、明確なゴールということにつきましては、前回の基本計画を議論した時も、政策手段と手法と、最終的な構造展望なり自給率目標なりは同時に議論しておりまして、まず目標かくあるべしという議論をした上で、その上で手段を議論したということではございません。常にこれが相互に関係しながら最後には一つのまとまった基本計画という形で結実してきたわけですから、これもこれまでの議論とあまり変わることはないやり方になっていくことかと思えます。

あと、個別の論点いくつか出ておりますので、少しお答えすることがあれば担当の局からさせていただきたいと思えます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

では、総合食料局、お願いします。

○総合食料局 後で水田の所得補償の話は別途ご説明があると思いますが、古口委員からのご質問の中で、今後のスケジュール感等がちょっとあったと思うのですが、ご承知のとおり、これまでもお米の関係につきましては、11月の段階で来年度の需給の見通し等々を立てるところからスタートするわけで、全国の需給がどうなるか、それが都道府県の需給がどうなっていくのか、市町村需給がどういうふうになっていくのか、これを作るためには、当然のことながら、例えば今年のお米のできがどうなったのかということも当然見なければいけない。

基本的には10月15日現在の数字というものがベースになるわけですから、やはりそういうようなところからまず基本的な数値を押さえて、生産する目標というものをどうしていくのかという状況でありますので、ですから、はっきり申し上げてまだ現段階で示されていないのが遅いと言われても、例年も今の状況ではお示しできていない

状況だということはご理解をいただきたいと思います。

この辺については、多分生産者あるいは団体の関係者の方々も今の時期にどの程度のも
のが出るかというのは、これまで何十年もやっておられるわけでございますので、その点
はご承知だと思います。もちろん、政策をどうしていくかというのはまた別途の話である
わけでございますが、ステージとしてはそうだということです。

それからもう一つ、食育一般につきましてはまた別途ご説明あるかもしれませんが、
ども、基本的に食育そのものは別に学校教育だけではないということですが、やはり大
きな部分は学校教育が占めているのだらうと思います。

先ほどちょっと炊飯授業の関係があったのですが、今年の補正予算でジャー、炊飯器を
学校に配置をしていく、炊きたてのご飯をそこで食べていただく。栃木ではかなりの学校
でこれを導入していただいています。

これについてもいろいろな論点があるのですが、その中の一つで、子供たちがなぜそ
れができないのがというのがあるのですけれども、これは、はっきり申し上げて、学校
給食の関係者、これは供給する側だけではなくて、教育委員会あるいはP T A等、そう
いった方々の総意の中でこういう形に今なっているのだらうと思っています。

私どもとしては、これは個人的な思いになるわけでありましてけれども、町長さん言わ
れたように、本来は子供たちがもっともっと積極的に関与していくというのが望ましいと
思っておりますけれども、一方において、その調理システムで、これはよく言われるわけ
ですけれども、そこで生じたリスクをどうやって負うのか、だれがそれを負うのかという
議論が必ず出てまいりますものですから、ちょっとそういうような議論があったというこ
とはご承知おきいただきたいと思います。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

他にはよろしいでしょうか。

消費・安全局、お願いします。

○消費・安全局 食育のことなのですけれども、私どもの局も食育に予算を要求しており
ますけれども、食育というのは、日本政府全体としてやるものでございまして、それぞ
れの省によってそれぞれの観点でやっておるわけですが、先ほど話がありましたよう
に、文科省もしかり、それから厚労省もしかりということで、それぞれ得意分野と申しま
すか、内閣府などがございまして、農林水産省の中でも消費・安全局が取りまとめは
いたしておりますけれども、先ほどありましたように米をどんどん食べてもらう、給食に

使っていただくというようなことにつきましては、総合食料局でありますとか、国産のものをもっと買って下さいねというのだったら生産局でありますとか、いろいろな局が連携してやっております。

私どもの局のことを申し上げますと、やはり農水省としてやはりこのごろの人たち、特に都市化とかが進んでおりますので、農業というものが分からない子供というのも多いですし、それから、以前にも話題になったことがございますけれども、魚の切り身が泳いでいると思っている子供がいたりというようなこともございまして、教育ファームというような活動とか、それから農村振興局の方でもなさっているのですけれども、現場を見ていただくというようなことで、本当にいろいろ苦勞なさってみんなが食べるものが出てくるとか、そういうことを分かってもらえば、食べ残しとか捨てるというのも減るというのにつながるのではないかというふうにも考えております。

それから、実際、食全体、または食べることに関する生活習慣に関する知識とか、そういう広い知識というものも持っていただきたいと。私どもの局としては「育」というところの部分をもう少し強めていきたいなというふうに考えております。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、時間も押していますので、次の議題の方に移りたいと思います。

資料2でございますが、個別所得補償制度モデル対策につきまして、この推進本部の副チーム長でもあります針原総括審議官からご説明をお願いします。

○総括審議官 資料2に基づきましてご説明申し上げます。

タイトルが戸別所得補償に関するモデル対策ということで、一部報道で米だけ先行実施という報道がなされておりますが、このモデル対策といたしましては、お米なり、麦、大豆、飼料作物、新規需要米、そば、なたね、その他、いわゆる水田を使って作付けされる土地利用型の作物すべてを視野に入れた対策としてのモデルを1年実施して、その翌年23年度から、その実施経過を踏まえて本格対策をやっていこうということをもくろんで予算要求を行っております。

従いまして、来年いきなり変わるというよりも、来年、再来年とモデル対策を経て本格実施にするという、そういう経過を踏まえながら体制整備を行い、かつ統計の整備も行いながら現場に浸透活動も図って、それと同時に、国民の皆様にご理解を得ながらこういう転換をやっていこうと企画しているわけでございます。

モデル対策は3つから構成されておまして、まずお米に関するモデル事業、それか

ら、水田を使って作る自給率向上のための対策、体制整備事業、この3部構成になっております。

まず、お米の対策でございます。これは、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して支援するというところでございますが、これは裏を返して言えば、今までの言い方で言う生産調整に参加した農家への支援ということになります。しかし、今度は生産調整の質が変わりますということをお私どもは指示を受けて設計しているわけですので、生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して所得を補償するということになります。

では、その所得というのはどうやって捉えるかということでございますが、ここに棒グラフがありますように、経営費、経営費というのは物材費と、それから実際にお支払いになる利子とか地代を含めた実際に支出する分ですね。それに家族労働費、これは賃金に相当するものでございます。これは米の生産費調査から割り出しますが、家族労働費は統計上の数値の8割をとるようにご指示を受けておりますので、そういう設計になっております。それを数年平均したものが標準的な生産に要する費用であります。一般にお米1俵作るのにこのぐらいかかるだろうという費用でございます。それから、その年の販売価格、これは全国平均で12月ごろまでには大体価格が落ちつきますので、大体今年の米価はこのぐらいで落ちつくでしょうと。この差額が単価になります。その単価をお支払いしようということでございます。これが基本設計でございまして、①のところに書かれております。

ただし、交付金のうち標準的な生産に要する費用、先ほどの費用ですが、それと過去数年分を平均した標準的な販売価格、これは構造的な生産費格差と考えることが一応できるだろうと。毎年毎年このぐらのお米を作ると、全国平均では家族労働費を評価するところのぐらいの赤字になっている、逆に言えば家族労働費を過小評価してお米を出荷されている、そういうことが言えるだろうということで、その分につきましては定額部分として、価格が上がっても下がっても、その一定の部分はお支払いしようという設計になっております。

この効果でございますが、例えばお米が下がった場合には、この補償対象の米価水準、このところまでは概念的には一応補償されるということになります。ですから、規模を拡大しようとする方は、拡大しても価格が分からないので、拡大するとどういう結果、所得がどのぐら増えるかというインセンティブが働かないわけですが、この部分は補

償価格の目安が一応できておりますので、コストダウンすればするほど所得が増えるということで、そのインセンティブにもなっていくのではないかと設計にしております。そのような指示を受けて設計したのがこの1番でございます。

なお、この単価につきましては、今後、去年の生産費がこれから発表になります。それから、今年の米の作柄等も考えながら、予算編成過程において様々な政府部内で調整をしながら決定していく扱いになっております。今のところ、過去数年分について何年をとるのか等々について、これから議論することになっておりまして、今のところは明らかにしておりません。

ただ、これが最終決定する時、先ほど来年のお米はどうなるのかというご質問があったのですが、現場におろす際には、この具体的な単価につきましても決めた上で現場にお示ししないと、やはり来年の営農計画がなかなかできないだろうと思いますので、そのような取り扱いで努力させていただきたいと思いますが、これは概算決定の時の最終決定でございますので、毎年のごとでございますが、予算折衝上これからどうなるのかということは一つの論点としてあるかと思えます。これがお米に関するものでございます。

2番目は、自給力の向上対策ということでございます。

水田を活用して自給率を向上すべき戦略作物の生産を行う販売農家に対して、基本的には、主食用米並の所得を確保し得る水準として直接支払いするというものでございます。従来の助成金体系を大幅に簡素化する、例えば上乘せして加算する、加算要件がいろいろ付くということじゃなくて、単純にシンプルにこれだけ作れば1反いくらという形でお示ししたいと考えております。

基本設計でございますが、主食用米並と申しますと、今までの経営所得安定対策の麦、大豆の固定支払いがございまして、来年は、まだモデル事業でございまして、これは現在と同様の制度として生かします。それに販売価格を加え、主食用米との足らざる分を一定程度算出して単価を決めているわけでございます。

ですから、経営所得安定対策の麦、大豆の固定支払いは、この他に別途支払われるということでご理解いただきたいと思えます。その単価は、麦、大豆、飼料作物が3万5千円、新規需要米、米粉とかエサ米、こういうようなものでございまして、8万円、そば、なたね、加工用米が2万円、その他、野菜が中心でございまして、これは1万円相当の予算を地域にお示しして、その中において地域で設定していただくということでござ

います。他に二毛作助成1万5千円を実施ということになっております。

(2) でございますが、これは郡司副大臣が、一つの政策がいろいろなところにリンクを張って、所期の目的が十分達せられないことになっている、分かりづらくもなっているとおっしゃっていた部分にも関係しますが、米の生産数量目標に即した生産のいかんにかかわらず、すべての生産者を助成対象としております。今までの生産調整の助成金は、麦、大豆でいくらかお支払いするわけですが、生産調整を完全に達成しなければ交付されない仕組みでございました。

従いまして、生産調整の目標達成をしていないのだけれども、割り当てられた分の例えば8割とか半分とか3割、そういうところで麦の新しい取組をして、例えばパン用小麦、新しい品種を作ろうと思っても、その分には助成金が出ておりません。

また、水田の裏作、自給率を向上する際には、裏作麦などを進行して土地利用率を向上しなければ自給率がとても上がらないわけですが、そこは表が水田でございますので、米を作っておりますので、転作助成の体系ではそこには手が届いていなかった。

これからは、自給率の向上に寄与して、消費者が求めるものを作っただけで作っていただいた分だけお支払いしましょうという単純な制度に移行するという設計にしております。

これに即しまして、従来やってきました(3)の産地確立交付金、水田等有効活用促進交付金、それから補正予算の需要即応型水田農業確立推進事業は廃止して、これに単純に一本化するということに移管したいと思っております。

3番目が推進事業でございますが、一つは、直接支払いでございますので、電算システムを非常に明確な、単純で使い勝手のいいものを作っただけではいけない。それから、現場の確認は農政事務所、地域センターなんかも一生懸命やるわけですが、いかんせん現場の市町村の方、それから地域協議会の方などにもご協力いただいて、面積確認等々をやっていただく。そのためには、その必要経費はお支払いしなければいけないということで、推進事務費などの要求をしております。

それから、そば、なたねなどについては、生産費や単収にかかるデータがありませんので、本格実施までには一定の統計の制度設計をしなければいけませんので、そのための予算を別途要求している内容になっているわけでございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

質問がありましたら、松本委員、どうぞ。

○松本委員 質問じゃなくて、総括審議官の今のご説明についての印象を二、三申し上げたいと思います。

この制度の作り上げられる、目指される制度の印象なのですけれども、私もかつてこの審議会ですっとスイスのことを、先ほど奇しくも副大臣もおっしゃったのですけれども、スイスの実情も一遍勉強に行かれたらどうですかなんてことを言ってきた経過もあるので、そういう面ではこの新しい目指される制度というのは、かなり前向きに関心を持っているというのが前提であります。

その上で、どうも全国一律で一本でやられるというお話がモデルではスタートを切っているようでありましてけれども、本当にそれで大農政転換の持続的な持久力と申しますか、持続的な制度としてあるのかと。モデルですから、よくよく試験運転して補給していくということなのでありましようけれども、それにしても、なぜかといいますと、WTO問題もありますけれども、日本の農業、例えば新大陸との農業関係でも、超えがたき、超越しがたき立地条件なりハンディを持っていると申しているのですね。このことは、国内でも農業の特性ですけれども、土地利用型ですけれども、当然のことで、超えがたき地域、地域のハンディがあるわけですね。これをどう克服するかというのが多分農政のスタートラインだと思うのですね。それをどうインプットできるかと。

その時に、この全国平均で生産費と販売、販売価格は上がれば何も国費は要らないのですけれども、そういう制度設計が基本だ、へそだとなっていますと、やはりどうなのでしょうかね。

今ちょっと事務方にも確認したら、現在の農林水産省さんの生産費調査も、荒く言いますと、間違っているかもしれませんが、それならお許し願いたいのですが、戸数で平均生産費より高い生産費を占めている戸数というのは全体の約3分の2。販売量でも3分の1が平均生産費より高いところのウエートとして占めているという、大変母集団としては大きいですね。これをぶっかけるわけですから、極端なことを言うと、大変、かつて牛乳で南北戦争と言われるものがありましたけれども、東西戦争と申しますか、近畿、中国、四国、九州なんかは、大体中山間は平均生産費より上ですよ。何も言う必要はないのですけれども。

こういうところについて、どのように詳細と申しますか、丁寧な制度設計を仕込めるのか。いやそんなことは関係ない、一本でやるといった時は、これは米価への影響なの

ですけれども、もしかすると、そういう地域の2反、3反、5反の小規模稲作農家はこの制度にかえて参加しないのではないかと。としますと、参加、不参加というのは自由ですから、それこそ想定外の米価下落を起こす可能性だってある、これはやってみなきゃ分かりませんが。分かりませんが、印象なのですよ。ですから、こういうところがどうなのか、少し私としては心配だなと。

それから、自給率、先ほど50%とかあるいは先々60%目指しておられるということがあるわけでありましてけれども、裏腹の関係ですけれども、全国の水田を総動員で、米粉とか飼料とかいろいろ目指すのですけれども、条件は悪いところは悪いですよ、それは。そういうところは米粉でもエサでも条件は悪いわけですから、コストがかかるわけですね。そういうのを動員して自給率を上げていくといった時に、何となくこの制度だからしゃんしゃんとうまくいくというのはいささかちょっと心配だなと。

先ほど、制度は平屋建てがいいというお話がありましたけれども、むしろこういうのは二重、三重の、2階、3階建ての制度設計をやっておいた方がいいのではないかなという感じがしました。

ちょっと端折ったのですけれども、印象としてはそういうことです。

○鈴木部会長 重要な論点だと思います。

古口委員、どうぞ。

○古口委員 今、松本委員から言われたとおりで、前の生産調整の時から言っていますけれども、中山間地で4割減反しなさいということは、もう作るなということに等しいのであって、その辺りのことも、全国一律という言葉には、違和感を覚えました。

それで、確認したいのですけれども、今度は生産調整という言葉はなくなって、生産数量目標に即した生産という言い方なのですか。これが1点です。

それから、先ほどのこの図解の部分で、家族労働費、経営費から割り出す補償対象の米価水準、これを今いろいろと検討している。過去何年間か検討しているという話があったのですが、これについては、別に過去何年、そんなに昔までさかのぼらなくても、これはすぐに出るのではないですか、この価格というのは。ですから、先ほど私が早くそういうことを示して欲しいと言っているというのは、こういうことの具体的なことを早く示して欲しいということなのです。

販売価格については、これはなかなかその年々で違いますから、これについてはどのぐらいまで過去さかのぼるのかということもあると思うのですけれども、標準的な生産

に要する費用、過去数年分の平均、家族労働費と経営費、これについてはそんなに検討しなくても出るのではないのでしょうか。その辺りを皆さん聞きたいのだと思っています。この2点です。

○鈴木部会長 分かりました。

あと、他の委員からなければ……すみません、合瀬委員、どうぞ。

○合瀬委員 ちょっと関連で質問なので、ついでにさせて下さい。

資料2の表面にグラフが書いてありますが、これの理解は、定額部分は毎年出しますと。それに加えて、右の方、要するにそれよりさらに下がった場合は不足払いとして出すということですか。このところが、左の部分の説明は分かったのですが、右の部分は要するに定額プラス不足払いということで理解してよろしいのでしょうか。そこだけ教えて下さい。

○鈴木部会長 それでは、先ほど茂木委員の方からもご意見いただいていたので、それをご紹介いただいてからご回答いただきたいと思います。

○大臣官房参事官 それでは、茂木委員からのご意見を少し早口で恐縮ですが、ご紹介申し上げます。

2点いただいております、1点は、米戸別所得補償モデル事業でございます。

22年産のモデル事業について、私どもは、需要に応じた米の生産に取り組む計画生産実施者に対するメリット対策と受け止めております。

すでに現場では、秋まき麦、来年の米生産に向け、待ったなしの時期に来ており、事業の目的や対象者、支援単価、交付時期などを早急に明らかにしたうえで、全国の稲作生産者に対する周知徹底と22年産米の計画生産の推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

2点目が、水田利活用自給力向上事業についてです。

麦・大豆など戦略作物に対する直接支払については、助成金を全国統一単価で交付するといった面では分かり易い仕組みとなっておりますが、一方で、生産現場では、様々な懸念の声が出ております。

これまで担い手が中心となってすすめてきた主産地の麦・大豆等の取り組みが後退しないか、地域の創意工夫ある取り組みや推進事務はどうなるのか、目標達成を交付要件としないことによって、米の需給が緩和し過剰米が増加するのではないかなど、こうした生産現場の懸念や、これまでの努力について、適切な評価と対応が必要と考えており

ます。

あわせて、これら事業にかかる推進体制についても、生産者や推進主体に混乱や過度な負担が生じないように、万全を期していただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○鈴木部会長 それでは、今ご質問があった点についてお願いします。

○総括審議官 まず全国一律化かどうかという問題でございますが、事実関係だけを申し上げますと、民主党のいろいろな過去の検討計画の中でそれも十分検討されたと私どもは指示を受けております。ですから、全国をいくつかに分けるという案も一時期あったと聞いております。

ただ、直近の選挙に臨んだ案は全国一律ということでやっておりまして、私どもは、それに基づいて制度設計をするという指示を受けております。

ここからですが、それを踏まえた上での議論ですけれども、では、例えば東西戦争みたいな、あるいは中山間をどうするのだ、こういった場合に、施策の仕組み方として、すべてこの制度に乗せるのか、それとも、その役割は例えば中山間のデカップリングのようなものでやっていくのか。

私ども、いろいろな政策審議会から常に分かりにくいと言われた点は、一つの政策の上すべてを乗っけてしまう。それが分かりにくさせる。ですから、一つの政策目的があれば一つの手段が対応する。それで単純で分かりやすい構成にしていくということが必要ではないかと思えます。

これは、政務三役からも指示を受けておりますので、そういうものについてはどういう手法で解決していくのか、現在の政策手法では、それは中山間の直接支払いということで予算要求をしているわけです。そこも増額をし、高齢対策としていろいろな要件の見直しを含めた予算要求をする。来年はそういう形でやっていくわけですが、本格実施の際には、そういう政策の仕組み方も含めて議論が行われるということになっていくのではないかと思います。これは予測でございます。省としての考え方ではなくて、そういうことを今までも指摘をされてきたという事実関係でございます。

もう一つは、規模拡大等々の他の政策目的をどうするのだということです。民主党の中でも、内部検討の段階でいろいろな加算措置を考えておられる。一つは、品質について加味したらどうか。あるいは流通加工、6次産業化も含めた高度加工、それと自家販売、こういうものについてどう考えるか。それから、経営規模の拡大についてどう考える

のか。ここについては、モデル事業ですから、そこまではこの中身には入っておりません。

他方で、経営規模拡大なり、流通加工なり、品質向上対策については、別途の予算措置で講じているわけですので、これをこっちに乘せるのか、そうじゃなくやり方にするのか、これもモデル事業の実施を踏まえながら、政策体系全体の問題として検討していく必要があるわけですので、何もこの中に入っていないから、全部それは消え去ったということではないと私どもは理解しておりますし、そういう指示も受けているところがございます。

それから、生産費は早く出せるのではないかという点について、この定額部分をちょっと考えていただきたいのですが、これを厚くするか薄くするか、これによって、固定ですから、米価がかなり影響される可能性がございます。厚くすれば、それだけ買い叩きの対象になる可能性がある。そういうことも踏まえながら、何年をとるか、あるいは去年の生産費を対象にするのか、それから、異常年を抜くのかどうか、いろいろ考えて、それこそ、これから現場の意見も聞かなければいけないと思いますので、そういう中で検討し、できれば、先ほど申しましたように、米対策の決定と同時にはある程度のことが明らかになるようやっていくことになるかと思っております。

いろいろ指示を受けながら私ども設計しておりますが、今のご質問の点については、やはりこれでやるのか、他でやるのか、そこは大きな違いで、ただ、来年のモデル事業に限って言えば、既存の政策手法が走っている中でこれをモデル事業として仕組むということで、現在の指示は、他の事業までなしにしてこっちにかぶせるという指示にはなっていないということをご理解いただきたいと思えます。

○鈴木部会長　お願いします。

○総合食料局　ご質問の中で何点か、需給調整に対してご懸念があるというお話が松本委員、それから茂木委員のペーパーにもあったと思うのですがけれども、これについては、今の政策というのは、ご承知のとおり、お米の需給調整に参加をしている人に対しては、お米以外の作物に対して産地確立等の交付金がなされているということ。

それに対して、今度の政策というのは、この産地確立の部分については、お米の需給調整との、参加する、参加しないは別にいたしましても、一応は同様のものが自給力向上対策として措置をされた上に、お米について、需給生産目標数量、これに沿った人に対しては、従来なかった新たな支援策が講じられる、こういうことだと思います。

こういうことが、それでは生産者に対してどのような影響を与えるかということだと

思うのですけれども、緩和をご心配なされる方は、例えば自給向上事業の単価が低いから緩和するのではないかということをおっしゃられるんですけれども、基本的に今までちゃんとお米の需給調整に参加をして、生産努力目標に即して生産をしていた、そういう人たちの麦、大豆の部分については、若干単価の見直しはありますけれども、従来どおり出るわけです。さらに、お米の部分について新たな支援策が講じられていく。もしこういう人たちが、じゃもう単価が自給力向上事業でどうも単価が見直されたのだから、じゃお米を作ろうかなと思った時に、お米を増やすということになるのでしょうかけれども、その場合には、当然お米については出ないということになります。

それから、もちろん若干下げた部分のことはあるわけですが、そういうようなところには出るかもしれません。そういう事態。

片一方、今度は逆に、今まで一切こういう需給調整に参画をしていなかった方でお米を作っていた人が、今まではどうもこの経営の中で麦とか大豆を作りたいのだけども思っても、きちんとそこで目標数量に従わなければ、例えば7割お米、3割他の作物ですよというふうに来た時に、7割はちょっと勘弁、8割までは米を作らせてよ、残り2割ぐらいは経営対策として麦、大豆を作りたいよといった人たちは、今まではそれは対象にならなかった。それが今度は麦、大豆を作るということになった時には、お米の部分とは関係なく出るということで麦、大豆の部分が作られる、こういうような両極端の事例に対して、今回の政策がどのように働くかということもよくよく考えた上で、需給が緩和するのではないかなど、いろいろと懸念をされる方おられるんですけれども、今の今回のものは、既存の部分に新たにお米の部分の対策が加わるんですよということはよくご理解の上でまたご判断いただければと思います。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、時間も押してきていますので、まだいろいろとご議論、ご質問もあろうかと思えますけれども、この辺りは今後また議論する機会もあろうかと思えますので、今日のところはこのぐらいにしておきまして、次にその他の部分ですが、資料3で企画部会における基本計画の検討の進め方について説明をお願いしたいと思います。

○大臣官房参事官 資料3をご説明します。次回は11月10日または12日を予定してございまして、農業の6次産業化の議論をしてはいかがかと考えております。

その後について、議題のグルーピングなり順番なり、それから回数といったものはまだ流動的でございますので、おおむねこういったイメージで進めさせていただければと

いうことをございます。

なお、次回ですが、下の注3にございますように、白書の議論も併せてさせていただきますと思っております。

すみません、続いて資料4も説明させていただきますけれども、資料4は国民的議論の展開についてでございます。基本計画に対する国民の理解を深めるようにこの後意見交換を行う機会を積極的に設けていってはどうかということが趣旨でございます。展開方法につきましては、シンポジウムなり意見交換会への参画などを考えてございます。

進め方についてはご覧いただければと思いますが、得られた提案、意見などは、この企画部会にすべてきちんとご報告させていただきますして、基本計画の見直しの議論に反映させていただけるようにしたいと考えております。

また、委員の皆さんのご参加につきましても、基本的には農林水産省で対応いたしますけれども、前広にご出席いただくことが可能となるように、日程等についてはきちんと事前にご連絡差し上げたいと思います。

そして、資料5-1ですが、こちらはいつもお渡ししている国民からのご意見、ご要望でございますので、ご覧いただければと思います。

5-2でございますけれども、そのご意見、ご要望につきまして、これまで8回にわたって行ってきましたので、一たん集計させていただきました。これからも続けるわけでございますが、その集計の結果を総数2,346件の貴重なご意見、ご要望をいただいたところでございます。

これらは、この企画部会の議論に出ささせていただいたということはもちろんですが、私どもが様々な資料を作成するに当たっても参考とさせていただいたということございまして、この場をかりて厚く御礼を申し上げますとともに、この後行おうとしている国民的議論の展開においても活発なご提言なりご意見をいただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

今後の進め方等についてよろしいでしょうか。

古口委員、どうぞ。

○古口委員 大まかな進め方は結構です。お願いがあります。

今後大きく制度が変わっていくのではないかとと思われるところがありますので、私ど

もももっと勉強しなきゃならないんですが、例えば今日の話の中で、水田利活用自給力向上事業、これが導入されますが、その一方で今までの3つの交付金事業は廃止されますと、こうありますけれども、廃止されることによって具体的にはどんなことがおこり、それから、そこはどこでカバーされるのか、あるいはなくなってそれっ切りなのか、そういうこともできれば、図表か何かにしていただければ分かりやすいかなと思います。我々ももう少し勉強しなきゃならないのですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木部会長 ではその点お願いいたします。

他によろしいでしょうか。

どうぞ、藤岡委員。

○藤岡委員 今、日程の説明がありましたけれども、政権交代もあったということで、9月は審議会も開かれなかったということで、非常にタイトなスケジュールになるかと思いますが、3月まで、答申までいけますかね、これ。何か延長になる可能性もどこかの新聞に書いてあったような記憶があるのですが、その辺については、これは3月末までは何が何でもきちんと答申を出すというふうな方向なのか、時と場合によっては延長やむなしなのか、その辺のところをちょっと確認したい。

○鈴木部会長 その点については、では事務局の方からお願いします。

○政策課長 最初から予定が変わっているという状況はございません。これからどういうことが起きるか分かりませんが、ここにある日程で大変タイトなスケジュールでありまして、私たちも準備をきちんとしていきたいと思いますので、進めていきたいと思っておりますので、是非よろしくお願いいたしますと思います。

○藤岡委員 もう一つ、できるだけ広く全員の委員に参加してもらうように、スケジュールの案内等についてはもうちょっと早目にやってもらわないと、近々に迫ってから日程入変更されるとなかなか、皆さん恐らく忙しい委員の方でしょうから、これは恐らく局の中でも日程調整が大変だろうと思いますけれども、できるだけ努力して、早目早目の日程をお知らせ願いたいと思います。

○鈴木部会長 その点もお願いいたします。

それに関連しますが、これからかなりの頻度でやっていかねばならないということですので、私がいなくてもございますので、その場合の進行に支障を来さないように部会長代理を指名することができるということですので、私が出席できない場合

には、荒蒔委員に部会長代理をお願いできないかと思うのですが、よろしいでしょうか。

(拍手)

○鈴木部会長 では、そういうことでお願いいたします。

では、時間も過ぎておりますので、あとは事務局の方から連絡事項をお願いしまして閉会にしたいと思います。

○大臣官房参事官 次回の企画部会は、農業の6次産業化について議論をしていただきたいと考えております。日程につきましては、先ほど申し上げましたように11月10日または12日を考えております。別途文書でもご案内申し上げますけれども、よろしくお願いたします。

○鈴木部会長 それでは、これで閉会にいたします。

どうもありがとうございました。

午後 5時13分 閉会